

# ポイ捨て禁止等条例〜市内全域でマナーアップ〜

市では「羽村市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止並びに路上喫煙の制限に関する条例」に基づき、健康で安心して暮らせるまちを実現しています。

市内では、ポイ捨てなどの件数は減少傾向にありますが、引き続き皆さんの協力が必要です。

すべての人が当然のようにマナーを守り、罰則が必要ないまちになるよう皆さんのご理解とご協力をお願いします。

みんなが健康で安心して生活できる羽村をつくりましょう。

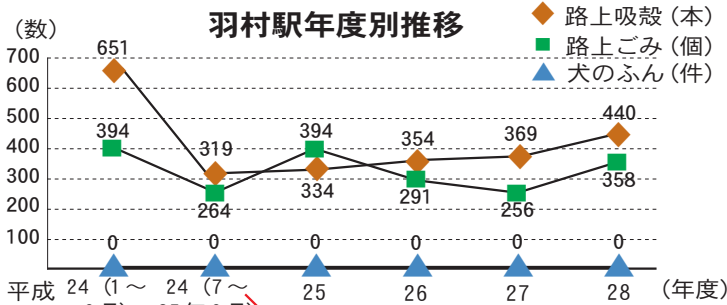
## 禁止事項

- 市内全域
    - ごみやタバコの吸い殻のポイ捨て
    - 飼い犬のふんの放置
  - 路上喫煙禁止地区
    - 指定された喫煙場所以外での路上喫煙行為
- ※ 民地や駐車場など、特定の管理者がいる場合は公共の場所には含まれません。
- ※ 屋外と遮断された車内での喫煙は、禁止行為から除外されています。

## 制限事項

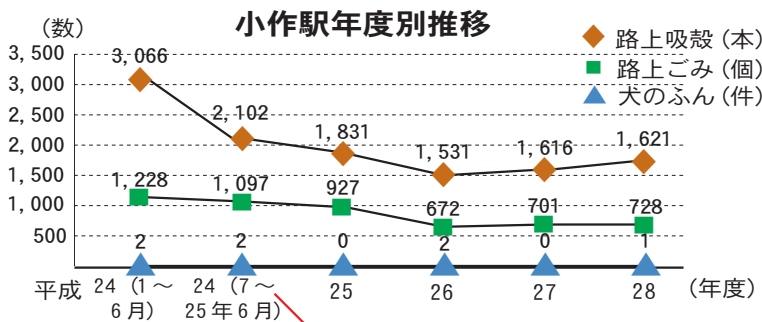
- 路上喫煙禁止地区以外で、路上喫煙をする場合には、次の事項を遵守してください。
- 周囲に迷惑または危険を及ぼさないこと
- 吸殻入れが設置されていない場所では、携帯用吸殻入れなどを使用すること

羽村駅年度別推移



※平成 24 年 7 月から条例施行

小作駅年度別推移



※平成 24 年 7 月から条例施行

※近年販売されている「加熱式たばこ」については、接触被害の恐れがないことから直ちに違反とはなりません。路上喫煙禁止地区内では、指定喫煙場所を利用するなど、周囲への配慮をお願いします。

## 罰則の適用

条例の定めに従わない方には、罰則として過料5000円を課すこととなります。

羽村駅周辺



小作駅周辺



□…路上喫煙禁止地区 ★…喫煙場所

問合せ 環境保全課環境保全係 225

## あなたのアイデアを市政に 市長とトーク（タウンミーティング）

暮らしや市政などについて、市長が市民の皆さんの提案を伺います。

身近な話から、まちづくりのヒントが見つかる可能性があります。気軽に参加してください。

**日時** 8月1日(火)午後7時～9時  
**会場** ゆとりぎ2階講座室

**対象** 市内在住・在勤の方  
**申込み・問合せ** 事前に、電話または直接広報広聴課市民相談係⑤40へ（土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時）

※今年度は、このほかに2回予定しています。

※予約の枠に空きがある場合は、当日会場でも受け付けます。当日の受付は午後8時20分までです。

※申込状況により、初めて参加する方を優先する場合があります。

※1人ずつ市長と話していただきます（1人15分程度）。

※団体を代表してではなく、個人として参加してください。

※提案の内容によっては、後日回答する場合があります。

※秘密は固く守ります。安心して参加してください。

## 臨時福祉給付金（経済対策分）の申請を忘れずに

「臨時福祉給付金（経済対策分）」の申請受付期間は8月8日(火)までです。

対象となる方でまだ申請していない方は、忘れずに申請してください（対象と思われる方には5月上旬に申請書をお送りしています）。

※対象者について詳しくは、広報はむら5月1日号をご覧ください。

### 申請期限

8月8日(火)（郵送の場合は当日消印有効）

※期限を過ぎると受け付けできませんので注意してください。

### 特別窓口期間の問合せ

臨時福祉給付金特別ダイヤル  
☎0570-0006-192

問合せ 社会福祉課庶務係⑨112

## 7月は「社会を明るくする運動」強調月間

「社会を明るくする運動」犯罪や非行を予防し、立ち直りを支える地域のチカラは、すべての国民が、犯罪や非行の防止と

罪を犯した人たちや非行に陥った少年たちの更生についての理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

期間中「社会を明るくする運動」羽村市推進委員会がさまざまな活動を行います。

**駅頭広報活動（羽村駅・小作駅）**  
**日時** 7月3日(月)午前7時30分～8時

**市内広報活動（市内全域）**  
**日時** 7月5日(水)・12日(水)の午前10時～正午



▲更生保護の  
マスコット  
キャラクター  
「ホゴちゃん」

「社会を明るくする運動」羽村市大会

**日時** 7月25日(火)午後2時～

**会場** ゆとりぎ小ホール  
**内容** 薬物乱用防止をテーマとした講話など

※どなたでも入場できます。直接会場へお越しください。

**期日** 7月29日(土)

**問合せ** 社会福祉課法人・施設指導係④477

## 始まります！ひとり親家庭にレクリエーション事業助成金を交付します！

市内のひとり親家庭の皆さんへ休養とレクリエーションを目的に、スポーツセンター・スイミングセンター・水上公園・動物公園

で利用できる「4施設共通利用回数券」の購入費の一部を助成します。ぜひ利用してください！

**対象** 市内在住のひとり親家庭の方で、平成30年3月31日時点で18歳以下の児童を扶養している方

**助成金額** 購入費用の2分の1（限度額2000円）

**申請期間** 平成30年3月30日(金)まで

**申請方法** 平成29年4月1日以降に購入した4施設共通利用回数券の領収書（レシート）を添付して、市役所2階子育て支援課で申請書を記入。後日、指定口座へ助成額を振り込みます。

**申請に必要なもの** 領収書・印鑑・振り込みをする口座番号のわかるもの（申請者名義のものに限る）

※4施設共通利用回数券はスポーツセンターおよびスイミングセンター窓口で購入することができません。

**問合せ** 子育て支援課支援係⑨239